

明 細 書

発明の名称： インセンティブ提供方法、及び、プログラム

技術分野

[0001] 本発明は、インセンティブ提供方法、及び、プログラムに関する。

背景技術

[0002] 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、場所を選ばないフレキシブルな働き方が浸透し始めている。例えば、通勤の時間帯における交通渋滞が課題となっているASEAN地域においては、通勤による時間のロスを抑えるため、在宅勤務を採用する企業も多い。在宅勤務に関する技術として、特許文献1には、地域単位のテレワーク人口を算出する算出装置が開示されている。

先行技術文献

特許文献

[0003] 特許文献1：特開2018-156307号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0004] ところで、二酸化炭素などの温室効果ガスは地球温暖化の原因となることから、企業は、温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいる。このような取り組みに関連して、企業自身からの温室効果ガスの排出だけでなく、企業の事業活動に関係するあらゆる温室効果ガスの排出を合計したサプライチェーン排出量が提案されている。

[0005] 本発明は、従業者の在宅勤務時の温室効果ガスの削減を図ることができるインセンティブ提供方法、及び、プログラムを提供する。

課題を解決するための手段

[0006] 本発明の一態様に係るインセンティブ提供方法は、コンピュータによって実行されるインセンティブ提供方法であって、対象者が在宅勤務をしているときの温室効果ガスの排出量を算出する算出ステップと、算出された前記排

出量が基準値よりも低い場合に、算出された前記排出量と前記基準値との差に応じて、前記対象者にインセンティブを付与する付与ステップとを含む。

[0007] 本発明の一態様に係るプログラムは、前記インセンティブ提供方法をコンピュータに実行させるためのプログラムである。

発明の効果

[0008] 本発明の一態様に係るインセンティブ提供方法、及び、プログラムは、従業者の在宅勤務時の温室効果ガスの削減を図ることができる。

図面の簡単な説明

[0009] [図1]図1は、実施の形態に係るインセンティブ提供システムの機能構成を示すブロック図である。

[図2]図2は、企業の支出、及び、温室効果ガスの排出量を示す図である。

[図3]図3は、温室効果ガスの排出量の基準値の算出動作の一例を示すシーケンス図である。

[図4]図4は、インセンティブの付与動作の概要を示す図である。

[図5]図5は、対象者へのインセンティブの付与動作の一例を示すシーケンス図である。

[図6]図6は、対象者に支払われる手当を示す図である。

[図7]図7は、インセンティブの付与の結果を示す画像の一例を示す図である。

[図8]図8は、個室ブースユニットの内部構造を示す模式図である。

発明を実施するための形態

[0010] 以下、実施の形態について、図面を参照しながら具体的に説明する。なお、以下で説明する実施の形態は、いずれも包括的または具体的な例を示すものである。以下の実施の形態で示される数値、形状、材料、構成要素、構成要素の配置位置及び接続形態、ステップ、ステップの順序などは、一例であり、本発明を限定する主旨ではない。また、以下の実施の形態における構成要素のうち、独立請求項に記載されていない構成要素については、任意の構

成要素として説明される。

[0011] なお、各図は模式図であり、必ずしも厳密に図示されたものではない。また、各図において、実質的に同一の構成に対しては同一の符号を付し、重複する説明は省略または簡略化される場合がある。

[0012] (実施の形態)

[構成]

まず、実施の形態に係るインセンティブ提供システムの構成について説明する。図1は、実施の形態に係るインセンティブ提供システムの機能構成を示すブロック図である。

[0013] インセンティブ提供システム10は、在宅勤務を行う対象者へ付与されるインセンティブを算出することができるシステムである。対象者は、企業で働く複数の従業員の1人であり、在宅勤務が許可されている者である。なお、対象者は、企業の施設（オフィスビルなど）に通勤することにより業務に取り組む場合もある。インセンティブ提供システム10は、具体的には、住宅設備群20と、施設設備群30と、サーバ装置40と、情報端末50とを備える。

[0014] 住宅設備群20は、対象者が居住する住宅に設けられた複数の設備を含む。住宅設備群20には、具体的には、1つ以上（図1では複数図示）の電気設備21と、電気使用量計測装置22と、1つ以上のガス設備23（図1では複数図示）と、ガス使用量計測装置24と、1つ以上の水道設備25（図1では複数図示）と、水道使用量計測装置26と、通信装置27とが含まれる。

[0015] 1つ以上の電気設備21は、対象者が居住する住宅に設けられる、電気エネルギーを使用して動作する設備である。1つ以上の電気設備21には、照明設備、換気設備、空調設備、及び、調理設備などが含まれる。照明設備には、室内全体を照らすアンビエント照明、及び、対象者の手元を照らすタスク照明が含まれる。また、調理設備には、電磁調理器（IHクッキングヒータ）などが含まれる。

- [0016] 電気使用量計測装置 2 2 は、1 つ以上の電気設備 2 1 の電気使用量（言い換えれば、消費電力量）を計測する。電気使用量計測装置 2 2 は、例えば、電気使用量の計測機能を有する分電盤であるが、スマートメータ（通信機能を有する電力量計）であってもよい。
- [0017] 1 つ以上のガス設備 2 3 は、住宅に設けられる、ガスエネルギーを使用して動作する設備である。1 つ以上のガス設備 2 3 には、空調設備、及び、調理設備などが含まれる。ここでの空調設備は、いわゆるガスヒートポンプエアコンなどである。また、調理設備は、ガスコンロなどである。
- [0018] ガス使用量計測装置 2 4 は、1 つ以上のガス設備 2 3 のガス使用量を計測する。ガス使用量計測装置 2 4 は、いわゆるガスメータである。
- [0019] 1 つ以上の水道設備 2 5 は、住宅に設けられる給水設備（給水管及び蛇口）である。
- [0020] 水道使用量計測装置 2 6 は、水道設備 2 5 から放出された水の量、つまり、対象者の水の使用量を計測する。水道使用量計測装置 2 6 は、いわゆる水道メータである。
- [0021] 通信装置 2 7 は、電気使用量計測装置 2 2 によって計測された電気使用量の計測値、ガス使用量計測装置 2 4 によって計測されたガス使用量の計測値、及び、水道使用量計測装置 2 6 によって計測された水の使用量の計測値のそれぞれを計測情報としてサーバ装置 4 0 へ送信する。通信装置 2 7 は、具体的には、計測情報を、インターネットなどの広域通信ネットワーク 8 0 を通じてサーバ装置 4 0 へ送信する。通信装置 2 7 は、例えば、ブロードバンドルータなどによって実現される。
- [0022] 施設設備群 3 0 は、対象者が勤める施設（オフィスビルなど）に設けられた複数の設備を含む。施設設備群 3 0 には、具体的には、1 つ以上（図 1 では複数図示）の電気設備 3 1 と、電気使用量計測装置 3 2 と、1 つ以上のガス設備 3 3（図 1 では複数図示）と、ガス使用量計測装置 3 4 と、1 つ以上の水道設備 3 5（図 1 では複数図示）と、水道使用量計測装置 3 6 と、通信装置 3 7 とが含まれる。住宅設備群 2 0 の説明において、住宅が施設に読み

替えられれば施設設備群 30 の説明とみなすことができることから、施設設備群 30 に含まれる各設備の説明については省略される。なお、施設設備群 30 に含まれる各設備の数は、実際には、住宅設備群 20 に含まれる各設備の数よりも多いが、この点は図 1 では正確に図示されていない。

[0023] サーバ装置 40 は、対象者が居住する住宅の外であって、かつ、対象者が勤める施設の外に設けられるクラウドサーバである。サーバ装置 40 は、住宅設備群 20 に含まれる通信装置 27 から受信した計測情報に基づいて、対象者の在宅勤務時の温室効果ガスの排出量を算出（推定）する。また、サーバ装置 40 は、施設設備群 30 に含まれる通信装置 37 から受信した計測情報に基づいて、温室効果ガスの排出量の基準値を算出する。温室効果ガスとは、例えば、二酸化炭素を意味する。サーバ装置 40 は、具体的には、通信部 41、情報処理部 42、及び、記憶部 43 を備える。

[0024] 通信部 41 は、サーバ装置 40 が、通信装置 27、通信装置 37、及び、情報端末 50 と広域通信ネットワーク 80 を通じて通信を行うための通信回路である。通信部 41 は、例えば、有線通信を行う有線通信回路であるが、無線通信を行う無線通信回路であってもよい。通信部 41 が行う通信の通信規格については特に限定されない。

[0025] 情報処理部 42 は、計測情報を用いた温室効果ガスの排出量を算出し、算出した温室効果ガスの排出量に基づいて、対象者にインセンティブ付与する。つまり、情報処理部 42 は、対象者へのインセンティブの付与に関する情報処理を行う。情報処理部 42 は、例えば、マイクロコンピュータによって実現されるが、プロセッサによって実現されてもよい。情報処理部 42 は、機能的な構成要素として、取得部 44、算出部 45、付与部 46、及び、出力部 47 を有する。取得部 44、算出部 45、付与部 46、及び、出力部 47 の機能は、例えば、情報処理部 42 を構成するマイクロコンピュータまたはプロセッサ等が記憶部 43 に記憶されたコンピュータプログラムを実行することによって実現される。取得部 44、算出部 45、付与部 46、及び、出力部 47 の具体的な機能については後述される。

[0026] 記憶部43は、情報処理部42が上記情報処理を実行するために必要な情報が記憶される記憶装置である。このような情報には、情報処理部42によって実行されるコンピュータプログラムが含まれる。記憶部43は、例えば、HDD (Hard Disk Drive) によって実現されるが、半導体メモリによって実現されてもよい。

[0027] 情報端末50は、対象者が所属する企業の経理担当者または人事担当者など、対象者に付与されるインセンティブを算出する必要がある者（以下、単に管理者とも記載される）がサーバ装置40へアクセスするために使用する情報端末である。情報端末50は、例えば、パーソナルコンピュータなどの据え置き型の情報端末であるが、スマートフォンまたはタブレット端末などの携帯型の情報端末であってもよい。

[0028] [在宅勤務を採用した場合の企業への影響]

上述のように、インセンティブ提供システム10は、在宅勤務を行う対象者へ付与されるインセンティブを算出するシステムである。以下、在宅勤務を採用した場合の企業への影響について説明する。図2は、企業の支出、及び、温室効果ガスの排出量を示す図である。

[0029] 図2で説明される企業の支出は、企業が従業者に支払う手当、及び、施設のランニングコストなどを意味する。図2の(a1)は、在宅勤務を採用せず、企業に属する従業者が施設（オフィスビル）へ通勤して業務に取り組む場合の支出を示す図である。企業の支出としては、より具体的には、通勤に関わる費用、食事に関わる費用、及び、働く場所に関わる費用が考えられる。

[0030] 通勤に関わる費用は、例えば、従業者へ支払う交通費であり、具体的には、公共交通機関の利用料、自動車通勤のガソリン代、及び、施設の駐車場代などである。

[0031] 食事に関わる費用は、例えば、従業者に支払う食事手当、施設内の食堂スペースの賃料、及び、食堂運営費用（光熱費、輸送費、及び、人件費）などである。働く場所に関わる費用は、施設の賃料、及び、施設の水道光熱費な

どである。

[0032] 図2の(a2)は、在宅勤務を採用した場合の支出を示す図である。図2の(a2)と図2の(a1)とを比較すると、在宅勤務を採用したことにより、通勤に関わる費用、食事に関わる費用、及び、働く場所に関わる費用に増減が発生するが、通勤に関わる費用が大幅に削減されるため、トータルでは支出は減少すると考えられる。

[0033] 図2の(b1)は、図2の(a1)に対応する、在宅勤務を採用しない場合の温室効果ガスの排出量を示す図であり、図2の(b2)は、図2の(b1)に対応する、在宅勤務を採用しない場合の温室効果ガスの排出量を示す図である。図2の(b1)及び(b2)に示されるように、企業の温室効果ガスの排出量(以下、「温室効果ガスの」を省略して、単に排出量とも記載される)としては、より具体的には、通勤に関わる排出量、食事に関わる排出量、及び、働く場所に関わる排出量が考えられる。

[0034] 通勤に関わる排出量は、例えば、公共交通機関の排出量、自動車の排出量、施設の駐車場の運営時及び利用時に発生する排出量などである。

[0035] 食事に関わる排出量は、例えば、食事の準備に関わる排出量、及び、食堂運営に関わる排出量(水道光熱費に関わる排出量を含む)などである。働く場所に関わる排出量は、施設の水道光熱費に関わる排出量などである。

[0036] 図2の(b2)と図2の(b1)とを比較すると、在宅勤務を採用したことにより、働く場所に関わる排出量は増加し、食事に関わる排出量はほぼ変わらず、通勤に関わる排出量が大きく削減できると考えられる。

[0037] そうすると、企業は、図2の(a2)が示す支出から、温室効果ガスの排出権に関わる支出をさらに抑制することができると考えられる。例えば、排出権取引で収入が得られることから、従業員にインセンティブを支払ったとしても、全体として支出を抑制することができる。つまり、図2の(a3)に示されるように、図2の(a2)よりも支出を抑制することができる。在宅勤務を行う従業員が増えるほど、企業の支出は抑制されることが考えられる。したがって、在宅勤務を採用した企業は、在宅勤務を行う従業員にインセン

ティブを支払う余力（金銭的な余裕）が発生すると考えられる。

[0038] 〔基準値の算出動作〕

そこで、インセンティブ提供システム10は、対象者が在宅勤務をしているときの温室効果ガスの排出量に基づいて、対象者へのインセンティブを決定する。インセンティブ提供システム10は、インセンティブの算出するための温室効果ガスの排出量の基準値（≡図2の（b1））を従業者1人あたりに換算した排出量）を算出する。図3は、温室効果ガスの排出量の基準値の算出動作の一例を示すシーケンス図である。

[0039] 企業の管理者等は、交通手段情報を情報端末50に入力する。情報端末50は、交通手段情報の入力を受け付け（S11）、交通手段情報をサーバ装置40へ送信する（S12）。交通手段情報は、施設に通勤する複数の従業者それぞれの、通勤時の交通手段、及び、当該交通手段による移動距離を示す情報である。交通手段は、例えば、鉄道、バス、自家用車、及び、徒歩・自転車の4つの区分から選択される。例えば、鉄道と徒歩とで通勤する従業者の交通手段情報は、鉄道15km、バス0km、自家用車0km、及び、徒歩・自転車2kmといった内容となる。通信部41は、交通手段情報を受信し、取得部44は、交通手段情報を取得する。

[0040] 算出部45は、取得された交通手段情報に基づいて、通勤に関わる温室効果ガスの排出量の基準値（第1基準値）を算出する（S13）。算出部45は、具体的には、施設に通勤する複数の従業者の交通手段及び当該交通手段による移動距離を集計する。複数の従業者全員が通勤することにより、1日当たり、鉄道の移動距離が合計akm、バスの移動距離が合計bkm、自家用車の移動距離が合計ckm、及び、徒歩・自転車の移動距離が合計dkm、というような集計結果が得られる。

[0041] ここで、記憶部43には、各交通手段の、移動距離1kmあたりの温室効果ガスの排出量を示す第1排出量情報があらかじめ記憶されている。第1排出量情報は、例えば、鉄道17g/km、バス57g/km、自家用車130g/km、及び、徒歩・自転車0g/kmといった内容の情報である。

- [0042] 算出部45は、交通手段情報の集計結果と、第1排出量情報とに基づいて、複数の従業者全員が通勤した結果、温室効果ガスの排出量は、1日当たり、 $17 \times a + 57 \times b + 130 \times c + 0 \times d$ [g] であると算出することができ、この排出量を複数の従業者の人数で除算することで、1人1日当たりの通勤に関わる温室効果ガスの排出量を算出することができる。算出部45は、この1人1日当たりの通勤に関わる温室効果ガスの排出量を第1基準値とする。
- [0043] なお、算出部45は、複数の従業者それぞれに個別に第1基準値を算出してもよい。例えば、従業者Aの交通手段情報に基づいて、従業者Aの1日当たりの通勤に関わる温室効果ガスの排出量、すなわち、従業者Aに対する個別の第1基準値を算出することができる。
- [0044] 次に、企業の管理者等は、食材情報を情報端末50に入力する。情報端末50は、食材情報の入力を受け付け(S14)、食材情報をサーバ装置40へ送信する(S15)。食材情報は、施設内の食堂で1ヶ月に使用する食材の量を示す情報である。通信部41は、食材情報を受信し、取得部44は、食材情報を取得する。
- [0045] また、施設設備群30の通信装置37は、定期的に、または、サーバ装置40からの求めに応じて、施設内の食堂における、電気、水道、及び、ガスの使用量を示す計測情報をサーバ装置40へ送信する(S16)。通信部41は、計測情報を受信し、取得部44は、計測情報を取得する。
- [0046] 算出部45は、取得された食材情報、及び、取得された計測情報に基づいて、食事に関わる温室効果ガスの排出量の基準値(第2基準値)を算出する(S17)。
- [0047] 食事に関わる温室効果ガスの排出量は、(a)食材の生産時における温室効果ガスの排出量と、(b)食材の調理時における温室効果ガスの排出量と、の合計となる。
- [0048] 算出部45は、具体的には、ステップS15において取得された食材情報と、第2排出量情報に基づいて、上記(a)の食材の生産時における温室効

果ガスの排出量を算出する。第2排出量情報は、各食材を単位量あたり生産したときに排出される温室効果ガスの排出量を規定した情報であり、あらかじめ記憶部43に記憶されている。

[0049] 例えば、食材情報がある食材を1ヶ月に100kg使用したことを示し、第2排出量情報において、当該食材を1kg生産したときの温室効果ガスの排出量が n [g]であると規定されている場合、ある食材の生産時における温室効果ガスの排出量は、 $100 \times n$ [g]であると算出することができる。算出部45は、各食材の生産時の温室効果ガスの排出量を算出し、合計することで食材の生産時における温室効果ガスの排出量を算出することができる。

[0050] また、算出部45は、ステップS16において取得された計測情報と、第3排出量情報とに基づいて、上記(b)の食材の調理時における温室効果ガスの排出量を算出する。第3排出量情報は、電気、水道、及び、ガスの単位使用量あたりの温室効果ガスの排出量を規定した情報であり、あらかじめ記憶部43に記憶されている。第3排出量情報は、水道 245 g/m^3 、ガス 200 g/1 m^3 、電気 433 g/kWh 、といった内容の情報である。

[0051] 例えば、食堂における1ヶ月の水道使用量が $x \text{ m}^3$ 、ガス使用量が $y \text{ m}^3$ 、電気使用量が $z \text{ kWh}$ であるとする、食材の調理時における温室効果ガスの排出量は、 $245 \times x + 200 \times y + 433 \times z$ [g]であると算出することができる。なお、第3排出量情報において規定される数値は、地域によって異なることから、基準値を算出するときの第3排出量情報の数値と、個人値（後述）を算出するときの第3排出量情報の数値とは異なる場合がある。

[0052] 算出部45は、以上のように算出した、上記(a)の食材の生産時における温室効果ガスの排出量と、上記(b)の食材の調理時における温室効果ガスの排出量とを合計し、1ヶ月の食堂の営業日の日数（例えば、20日）と、複数の従業者の人数とで除算することで、1人1日当たりの食事に関わる温室効果ガスの排出量を算出することができる。算出部45は、この1人1

日当たりの食事に関わる温室効果ガスの排出量を第2基準値とする。

[0053] なお、このような第2基準値の算出方法は、1ヶ月の間は、複数の従業員の全員が施設に通勤して食堂で食事を摂取することを前提としている。当該1ヶ月の間に一部の従業者が在宅勤務をするような場合には、施設に複数の従業者が通勤して食堂で食事を摂取したと仮定して、第2基準値の調整が行われる。

[0054] なお、食材の調理時における温室効果ガスの排出量は、次に説明する、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量に含めることができる。つまり、食材の調理時における温室効果ガスの排出量は、第2基準値に含まれず、第3基準値に含まれてもよい。

[0055] 次に、施設設備群30の通信装置37は、定期的に、または、サーバ装置40からの求めに応じて、施設全体における、電気、水道、及び、ガスの使用量を示す計測情報をサーバ装置40へ送信する(S18)。通信部41は、計測情報を受信し、取得部44は、計測情報を取得する。つまり、ステップS18においては、施設におけるエネルギー（電気とガス）の使用量及び水の使用量が取得される。

[0056] 算出部45は、取得された計測情報に基づいて、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量の基準値（第3基準値）を算出する(S19)。算出部45は、ステップS18において取得された計測情報と、第3排出量情報とに基づいて、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量を算出する。

[0057] 例えば、施設における1ヶ月の水道使用量が $x \text{ m}^3$ 、ガス使用量が $y \text{ m}^3$ 、電気使用量が $z \text{ kWh}$ であるとする、施設における1ヶ月の温室効果ガスの排出量は、 $245 \times x + 2200 \times y + 433 \times z$ [g] であると算出することができる。

[0058] 算出部45は、このように算出した、1ヶ月あたりの温室効果ガスの排出量を、1ヶ月の出勤日数（例えば、20日）と、複数の従業者の人数とで除算することで、1人1日当たりの働く場所に関わる温室効果ガスの排出量を算出することができる。算出部45は、この1人1日当たりの働く場所に関

わる温室効果ガスの排出量を第3基準値とする。

[0059] なお、このような第3基準値の算出方法は、1ヶ月の間は、複数の従業員の全員が施設に通勤して業務に取り組んでいることを前提としている。当該1ヶ月の間に一部の従業員が在宅勤務をするような場合には、施設に複数の従業者が通勤して業務に取り組んだと仮定して、第3基準値の調整が行われる。

[0060] そして、算出部45は、ステップS13において算出された第1基準値と、ステップS17において算出された第2基準値と、ステップS20において算出された第3基準値を加算することにより、温室効果ガスの排出量の基準値を算出する(S20)。なお、算出部45は、算出した基準値を記憶部43に記憶する。

[0061] 以上説明したように、温室効果ガスの排出量の基準値は、施設に複数の従業者が通勤して業務に取り組んだと仮定した場合の1人あたりの温室効果ガスの排出量である。温室効果ガスの排出量の基準値は、通勤に関わる温室効果ガスの排出量、食事に関わる温室効果ガスの排出量、及び、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量の合計に基づいて算出される。

[0062] なお、温室効果ガスの排出量の基準値は、通勤に関わる温室効果ガスの排出量、食事に関わる温室効果ガスの排出量、及び、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量の少なくとも1つの合計に基づいて算出されればよい。例えば、食事に関わる温室効果ガスの排出量は、施設へ通勤して業務に取り組んだ場合も、在宅勤務の場合も変わらないとみなして、基準値の計算、及び、個人値の計算(後述)から除外されてもよい。

[0063] [対象者へのインセンティブの付与動作]

次に、対象者へのインセンティブの付与動作について説明する。図4は、インセンティブの付与動作の概要を示す図である。

[0064] 図4の(a)は、対象者が施設(オフィス)に通勤して業務に取り組む場合の1日あたりの温室効果ガスの排出量を示しており、この排出量は、上述の基準値に相当する。これに対し、図4の(b)は、在宅勤務をしていると

きの温室効果ガスの排出量（以下、温室効果ガスの排出量の個人値とも記載される）を示している。図４の（b）のように、対象者が在宅勤務をすることにより温室効果ガスの排出量が削減されれば、対象者はインセンティブの提供を受けることができる。

[0065] 図４の（c）のように、対象者が在宅勤務中に働く場所に関わる排出量（つまり、住宅内での水の使用量及びエネルギーの使用量）を削減すれば、対象者はさらに多くのインセンティブの提供を受けることができる。したがって、インセンティブ提供システム１０によれば、対象者に、断熱性が高い住宅の導入、及び、省エネルギー性の高い電気設備の導入を促すことができる。

[0066] 以下、対象者へのインセンティブの付与動作について具体的に説明する。図５は、対象者へのインセンティブの付与動作の一例を示すシーケンス図である。

[0067] 住宅設備群２０の通信装置２７は、定期的に、または、サーバ装置４０からの求めに応じて、対象者が居住する住宅の、電気、水道、及び、ガスの使用量を示す計測情報をサーバ装置４０へ送信する（Ｓ２１）。通信部４１は、計測情報を受信し、取得部４４は、計測情報を取得する。つまり、ステップＳ２１においては、対象者が在宅勤務をしているときのエネルギーの使用量及び水の使用量が取得される。この結果、例えば、直近１ヶ月の住宅における電気、水道、及び、ガスの使用量を示す計測情報が記憶部４３に記憶される。

[0068] 企業の管理者等は、対象者のインセンティブを算出するための所定の情報を情報端末５０に入力する。情報端末５０は、所定の情報の入力を受け付け（Ｓ２２）、所定の情報を含むインセンティブの算出要求をサーバ装置４０へ送信する（Ｓ２３）。所定の情報には、対象者の識別情報（ＩＤ）、直近１ヶ月において在宅勤務を行った日付及び時間帯を示す在宅勤務日情報、並びに、在宅勤務時の食材情報が含まれる。通信部４１は、算出要求（所定の情報）を受信し、取得部４４は、算出要求を取得する。

- [0069] 算出部45は、取得された算出要求に基づいて、対象者が在宅勤務をしているときの温室効果ガスの排出量（以下、温室効果ガスの排出量の個人値とも記載される）を算出する（S24）。
- [0070] 温室効果ガスの個人値は、食事に関わる温室効果ガスの排出量と、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量との合計を、在宅勤務の日数で除算することによって算出される。
- [0071] まず、食事に関わる温室効果ガスの排出量の算出方法について説明する。食事に関わる温室効果ガスの排出量は、（a）食材の生産時における温室効果ガスの排出量と、（b）食材の調理時における温室効果ガスの排出量と、の合計となる。
- [0072] 算出部45は、ステップS23において取得された算出要求に含まれる食材情報と、第2排出量情報とに基づいて、（a）食材の生産時における温室効果ガスの排出量を算出する。この算出方法は、第2基準値の算出の説明と同様であるため詳細な説明が省略される。
- [0073] また、算出部45は、ステップS21において取得された計測情報と、ステップS23において取得された算出要求に含まれる在宅勤務日情報と、第3排出量情報とに基づいて、（b）食材の調理時における温室効果ガスの排出量を算出する。
- [0074] 例えば、計測情報からキッチンの水道の使用量、電磁調理器の電気またはガスの使用量を分離できる場合、算出部45は、在宅勤務日情報が示す日における、キッチンの水道の使用量、及び、電磁調理器の電気またはガスの使用量と、第3排出量情報とに基づいて食材の調理時における温室効果ガスの排出量を算出することができる。このような分離ができない場合、算出部45は、在宅勤務日情報が示す日における特定の時間帯（11：30－12：00など）における、水道、電気、及び、ガスの使用量を調理に使用したものとみなし、特定の時間帯における、水道、電気、及び、ガスの使用量と、第3排出量情報とに基づいて食材の調理時における温室効果ガスの排出量を算出してもよい。

- [0075] なお、食材の調理時における温室効果ガスの排出量は、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量に含めることができる。つまり、食材の調理時における温室効果ガスの排出量が個別に算出される必要はない。
- [0076] 次に、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量の算出方法について説明する。算出部45は、ステップS21において取得された計測情報と、ステップS23において取得された算出要求に含まれる在宅勤務日情報と、第3排出量情報とに基づいて、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量を算出する。算出部45は、具体的には、在宅勤務日情報が示す日における在宅勤務が行われた時間帯における、水道、電気、及び、ガスの使用量と、第3排出量情報とに基づいて、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量を算出することができる。
- [0077] そして、算出部45は、食事に関わる温室効果ガスの排出量と、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量との合計を、在宅勤務日情報が示す在宅勤務の日数で除算することによって、在宅勤務1日あたりの温室効果ガスの排出量、つまり、温室効果ガスの排出量の個人値を算出する。
- [0078] ステップS24の次に、算出部45は、算出された個人値と基準値（図3の動作の結果、記憶部43に記憶された基準値）との差分に応じて、対象者に付与するインセンティブを算出する（S25）。インセンティブは、例えば、対象者に与えられる金銭である。インセンティブは、例えば、対象者に支払われる手当の一種とされる。図6は、対象者に支払われる手当を示す図である。
- [0079] 図6の（a）は、対象者が施設（オフィス）に通勤して業務に取り組む場合に支払われる手当を示しており、通勤手当（交通費）と食事手当とが含まれる。図6の（b）は、在宅勤務をする場合に支払われる手当を示しており、通勤手当が削減され、食事手当と在宅勤務時の水道光熱費に相当する手当とが含まれる。インセンティブは、これらの手当に加えて対象者に支払われる。インセンティブは、例えば、施設に複数の従業員が通勤して業務に取り組んだと仮定した場合の1人あたりの手当（図6の（a））よりも少ない

金額の金銭である。

- [0080] 算出部45は、算出された個人値が基準値以下である場合、つまり、在宅勤務が温室効果ガスの削減につながっていないと考えられる場合、対象者にインセンティブを付与しない（インセンティブを0とする）。一方、算出された個人値が基準値よりも大きい場合、つまり、在宅勤務が温室効果ガスの削減につながっていると考えられる場合、1日当たりのインセンティブを所定金額であると設定し、所定金額×在宅勤務日数をインセンティブとして算出する。なお、所定金額は、2段階以上に変動してもよく、個人値が基準値よりも大きく、かつ、個人値と基準値との差分が大きいほど高い金額に設定されてもよい。
- [0081] 次に、付与部46は、対象者にインセンティブを付与する（S26）。付与部46は、具体的には、ステップS23において取得された算出要求に含まれる対象者の識別情報と、ステップS25において算出されたインセンティブ（金額）とを対応付けて記憶部43に記憶する。
- [0082] 次に、出力部47は、インセンティブの付与の結果を通知するための通知情報を出力する（S27）。出力された通知情報は、通信部41によって情報端末50へ送信される。
- [0083] 情報端末50は、通知情報を受信し、受信した通知情報に基づいて、インセンティブの付与の結果を示す画像を情報端末50の表示部に表示する（S28）。図7は、インセンティブの付与の結果を示す画像の一例を示す図である。
- [0084] 以上説明したように、インセンティブ提供システム10は、対象者が在宅勤務をしているときの温室効果ガスの排出量（個人値）を算出する算出部45と、算出された排出量が基準値よりも低い場合に、算出された排出量と基準値との差分に応じて、対象者にインセンティブを付与する付与部46とを備える。
- [0085] このようなインセンティブ提供システム10によれば、対象者（企業に所属する複数の従業員の1人）は、インセンティブのために計測情報などのデ

ータ提供、及び、温室効果ガスの排出量の削減に積極的になると考えられる。サプライチェーン排出量の算定においては、既存のScope 1～3に加えて、Scope 4として、企業の従業員の生活に伴う排出量、特に在宅勤務中の温室効果ガスの排出量を考慮すべきである、という意見がある。よって、対象者が在宅勤務中の温室効果ガスの排出量の削減に積極的になることで、企業のサプライチェーン排出量を削減できる可能性がある。

[0086] また、インセンティブ提供システム10によれば、対象者にとって、省エネルギー性能が優れた住宅及び設備を購入するメリットが大きくなることから、省エネルギー性能が優れた住宅及び設備の導入が促進される。

[0087] 対象者（従業員）が温室効果ガスの排出量の削減に積極的になった結果、企業は、従業員による温室効果ガスの排出量を削減することができ、対象者に対する手当（水道光熱費に相当する手当）の削減を図ることができる。つまり、企業は、経理面の費用品目を変えず（増やさず）に支出を抑制することができる。また、企業は、温室効果ガスの排出権の取引の面で資金的なメリットを受けることができる。また、企業は、従業員の在宅勤務時の温室効果ガスの排出量を把握することができる。

[0088] また、このようなインセンティブの仕組みを導入した企業は、先進的な取り組みをする企業として、優秀な人材を確保しやすい効果が得られる。

[0089] [個室ブースユニット]

在宅勤務においては、専用の個室ブースユニットが用いられてもよい。図8は、個室ブースユニットの内部構造を示す模式図である。

[0090] 図8に示される個室ブースユニット60は、個室ブース本体61と、アンビエント照明62と、タスク照明63と、換気設備64と、空調設備65と、環境センサ66と、コントローラ67と、電気使用量計測装置68とを備える。なお、図8中の矢印は、個室ブース本体61内部の空気の流れの一例を示している。

[0091] 個室ブース本体61は、対象者が在宅勤務時に入室して業務に取り組む空間を規定する構造体である。個室ブース本体61は、断熱構造を有すること

で比較的高い断熱性能を有している。また、個室ブース本体 6 1 には、採光用の窓 6 1 a が設けられている。また、個室ブース本体 6 1 内には、机 6 1 b 及び椅子 6 1 c が設けられている。

[0092] アンビエント照明 6 2 は、個室ブース本体 6 1 の天井に設置され、個室ブース本体 6 1 内の全体を照明する。

[0093] タスク照明 6 3 は、個室ブース本体 6 1 の壁の内面に設置され、机 6 1 b の上（対象者の手元）を照明する。

[0094] 換気設備 6 4 は、椅子 6 1 c の下方に設置され、個室ブース本体 6 1 の内部と外部との間で換気を行う。

[0095] 空調設備 6 5 は、椅子 6 1 c の下方に設置され、温度調整された空気を放出することにより、個室ブース本体 6 1 の内部の温度調整を行う。

[0096] 環境センサ 6 6 は、個室ブース本体 6 1 の内部、及び、外部のそれぞれに設置され、温度、湿度、及び、二酸化炭素濃度などをセンシングする。

[0097] コントローラ 6 7 は、対象者の操作等に応じて、アンビエント照明 6 2、タスク照明 6 3、換気設備 6 4、及び、空調設備 6 5 を制御する。コントローラ 6 7 は、例えば、アンビエント照明 6 2、タスク照明 6 3、換気設備 6 4、及び、空調設備 6 5 のオン及びオフ、アンビエント照明 6 2 及びタスク照明 6 3 の明るさ（調光率）、換気設備 6 4 の換気量、並びに、空調設備 6 5 の設定温度などを制御することができる。

[0098] 電気使用量計測装置 6 8 は、個室ブースに設置された電気設備の電気使用量（言い換えれば、消費電力量）を計測する。ここでの電気設備には、アンビエント照明 6 2、タスク照明 6 3、換気設備 6 4、空調設備 6 5、環境センサ 6 6、及び、コントローラ 6 7 が含まれる。

[0099] このように、個室ブースユニット 6 0 においては、個室ブース本体 6 1 と、照明設備、空調設備 6 5、及び、換気設備 6 4 を含む電気設備と、電気設備の電気使用量を計測する電気使用量計測装置 6 8 とが一体化されている。このような個室ブースユニット 6 0 を用いて在宅勤務が行われれば、在宅勤務時の電気使用量（≡在宅勤務時の温室効果ガスの排出量）をより正確に計

測することができる。つまり、インセンティブ提供システム10は、このような個室ブースユニット60を備えてもよい。

[0100] ところで、ASEAN地域においては、戸建住宅はコンクリート製のレンガを積み上げた従来工法で建設されることが多く、断熱性能が不十分である。高温多湿な気候を鑑みると、ASEAN地域の戸建て住宅においては冷房の効率が悪く、在宅勤務を行った際に日中の空調設備の電気使用量が大きくなることが課題となっている。

[0101] このような課題に対し、ASEAN地域の戸建住宅に、比較的高い断熱性能を有する個室ブースユニット60が導入されれば、住宅における空調設備の電気使用量を抑制することができる。

[0102] なお、対象者が居住する住宅に個室ブースユニット60が設置される場合、サーバ装置40は、個室ブースユニット60と通信することにより、対象者が在宅勤務をしているときの電気使用量を取得することができる。この通信は、例えば、通信装置27を介して行われるが、通信装置27に相当する通信装置が個室ブースユニットに一体化されていれば、通信装置27を省略することができる。

[0103] [変形例]

上記実施の形態における、基準値の算出方法、及び、個人値の算出方法は一例である。基準値及び個人値は、基準値と個人値とを適切に比較できるように算出されればよく、基準値に対応する温室効果ガスの排出量、及び、個人値に対応する温室効果ガスの排出量が精緻に算出されることは必須ではない。

[0104] 例えば、上記実施の形態では、基準値及び個人値に、食事に関わる温室効果ガスの排出量が考慮されたが、食事に関わる温室効果ガスの排出量は、施設へ通勤して業務に取り組んだ場合も、在宅勤務の場合も変わらないとみなして、基準値の計算、及び、個人値の計算から除外されてもよい。

[0105] また、上記実施の形態では、仕事の場所に関わる温室効果ガスの排出量を算出するときに、電気、水道、及び、ガスの全てが考慮されたが、電気、水

道、及び、ガスの少なくとも1つが考慮されればよい。例えば、仕事の場所に関わる温室効果ガスの排出量を算出するときには、電気、水道、及び、ガスのうち、施設へ通勤して業務に取り組んだ場合と、在宅勤務の場合とで差が生じやすい一部の項目（例えば、電気使用量）のみが考慮されてもよい。

[0106] また、上記実施の形態では、基準値を算出するときの食事に関わる温室効果ガスの排出量は、従業者が食堂を利用していることを前提として算出されたが、食堂を利用していない従業者の排出量が個別に算出されてもよい。

[0107] なお、従業者が外食している場合の排出量は、（外食先の店舗を運営する企業全体の1年間の温室効果ガスの排出量）／（当該企業の1年間の売上高）×（従業者が注文したメニューの価格）によって算出することができる。

[0108] また、上記実施の形態では、インセンティブは金銭であった。しかしながら、インセンティブは、人事評価など金銭以外の態様であってもよい。

[0109] [効果等]

以下、本明細書の開示内容から得られる発明を例示し、例示される発明から得られる効果等について説明する。

[0110] 発明1は、コンピュータによって実行される、対象者へのインセンティブ提供方法であって、対象者が在宅勤務をしているときの温室効果ガスの排出量を算出する算出ステップS25と、算出された排出量が基準値よりも低い場合に、算出された排出量と基準値との差分に応じて、対象者にインセンティブを付与する付与ステップS26とを含む、インセンティブ提供方法である。ここでのコンピュータは、例えば、インセンティブ提供システム10（サーバ装置40）である。

[0111] このようなインセンティブ提供方法は、算出された温室効果ガスの排出量が基準値よりも低い場合に対象者にインセンティブを付与することで、対象者の在宅勤務時の温室効果ガスの削減を図ることができる。

[0112] 発明2は、対象者は、施設に通勤することにより業務に取り組む複数の従業者の1人であり、基準値は、施設に複数の従業者が通勤して業務に取り組んだと仮定した場合の1人あたりの温室効果ガスの排出量であり、通勤に関

わる温室効果ガスの排出量、食事に関わる温室効果ガスの排出量、及び、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量のうちの1つ以上の排出量の合計に基づいて算出される、発明1のインセンティブ提供方法。

[0113] このようなインセンティブ提供方法は、施設に複数の従業者が通勤して業務に取り組んだと仮定した場合の1人あたりの温室効果ガスの排出量を基準値とすることができ、通勤、食事、及び、働く場所の少なくとも1つ以上に関わる温室効果ガスの排出量を考慮して基準値を算出することができる。

[0114] 発明3は、基準値は、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量を用いて算出され、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量は、施設におけるエネルギーの使用量及び水の使用量に基づいて算出される、発明2のインセンティブ提供方法である。

[0115] このようなインセンティブ提供方法は、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量を考慮して基準値を算出することができる。

[0116] 発明4は、基準値は、通勤に関わる温室効果ガスの排出量を用いて算出され、通勤に関わる温室効果ガスの排出量は、通勤において使用される交通手段ごとの温室効果ガスの排出量に基づいて算出される、発明2または3のインセンティブ提供方法である。

[0117] このようなインセンティブ提供方法は、通勤に関わる温室効果ガスの排出量を考慮して基準値を算出することができる。インセンティブ提供方法は、より詳細には、通勤において使用される交通手段ごとの温室効果ガスの排出量を考慮して基準値を算出することができる。

[0118] 発明5は、基準値は、食事に関わる温室効果ガスの排出量を用いて算出され、食事に関わる温室効果ガスの排出量は、食材の生産時における温室効果ガスの排出量と、食材の調理時における温室効果ガスの排出量とに基づいて算出される、発明2～4のいずれかのインセンティブ提供方法である。

[0119] このようなインセンティブ提供方法は、食事に関わる温室効果ガスの排出量を考慮して基準値を算出することができる。インセンティブ提供方法は、より詳細には、食材の生産時における温室効果ガスの排出量、及び、食材の

調理時における温室効果ガスの排出量を考慮して基準値を算出することができる。

- [0120] 発明 6 は、インセンティブは、施設に複数の従業者が通勤して業務に取り組んだと仮定した場合の 1 人あたりの手当よりも少ない金額の金銭である、発明 2 ～ 5 のいずれかのインセンティブ提供方法である。
- [0121] このようなインセンティブ提供方法は、インセンティブとして、対象者に金銭を提供することができる。
- [0122] 発明 7 は、インセンティブ提供方法は、さらに、対象者が在宅勤務をしているときのエネルギー使用量及び水の使用量を取得する取得ステップ S 2 1 を含み、算出ステップ S 2 5 においては、取得されたエネルギー使用量及び水の使用量に基づいて、温室効果ガスの排出量を算出する、発明 1 ～ 6 のいずれかのインセンティブ提供方法である。
- [0123] このようなインセンティブ提供方法は、対象者が在宅勤務をしているときのエネルギー使用量及び水の使用量に基づいて、温室効果ガスの排出量（個人値）を算出することができる。
- [0124] 発明 8 は、取得ステップ S 2 1 においては、対象者が在宅勤務をしているときに入室する個室ブースユニット 6 0 と通信することにより、対象者が在宅勤務をしているときの電気使用量を取得する、発明 7 のインセンティブ提供方法である。
- [0125] このようなインセンティブ提供方法は、個室ブースユニット 6 0 と通信することにより、対象者が在宅勤務をしているときの電気使用量を取得することができる。
- [0126] 発明 9 は、個室ブースユニット 6 0 においては、個室ブース本体 6 1 と、照明設備、空調設備 6 3、及び、換気設備 6 4 を含む電気設備と、電気設備の電気使用量を計測する電気使用量計測装置 6 8 とが一体化されている、発明 8 のインセンティブ提供方法である。
- [0127] このようなインセンティブ提供方法は、在宅勤務に必要な設備が整った個室ブースユニット 6 0 と通信することにより、対象者が在宅勤務をしている

ときの電気使用量を取得することができる。

[0128] 発明 10 は、発明 1～9 のいずれかのインセンティブ提供方法をコンピュータに実行させるためのプログラムである。

[0129] このようなプログラムによれば、コンピュータは、対象者の在宅勤務時の温室効果ガスの削減を図ることができる。

[0130] （その他の実施の形態）

以上、実施の形態について説明したが、本発明は、上記実施の形態に限定されるものではない。

[0131] 例えば、上記実施の形態では、インセンティブ提供システムは、複数の装置によって実現された。この場合、インセンティブ提供システムが備える構成要素は、複数の装置にどのように振り分けられてもよい。また、インセンティブ提供システムは、単一の装置によって実現されてもよく、例えば、サーバ装置に相当する単一の装置として実現されてもよい。

[0132] また、上記実施の形態における装置間の通信方法については特に限定されるものではない。また、装置間の通信においては、図示されない中継装置が介在してもよい。

[0133] また、上記実施の形態において、特定の処理部が実行する処理を別の処理部が実行してもよい。また、複数の処理の順序が変更されてもよいし、複数の処理が並行して実行されてもよい。

[0134] また、上記実施の形態において、各構成要素は、各構成要素に適したソフトウェアプログラムを実行することによって実現されてもよい。各構成要素は、CPU またはプロセッサなどのプログラム実行部が、ハードディスクまたは半導体メモリなどの記録媒体に記録されたソフトウェアプログラムを読み出して実行することによって実現されてもよい。

[0135] また、各構成要素は、ハードウェアによって実現されてもよい。例えば、各構成要素は、回路（または集積回路）でもよい。これらの回路は、全体として 1 つの回路を構成してもよいし、それぞれ別々の回路でもよい。また、これらの回路は、それぞれ、汎用的な回路でもよいし、専用の回路でもよい。

。

[0136] また、本発明の全般的または具体的な態様は、システム、装置、方法、集積回路、コンピュータプログラムまたはコンピュータ読み取り可能なＣＤ－ＲＯＭなどの記録媒体で実現されてもよい。また、システム、装置、方法、集積回路、コンピュータプログラム及び記録媒体の任意な組み合わせで実現されてもよい。

[0137] 例えば、本発明は、上記実施の形態のインセンティブ提供システムなどのコンピュータが実行する方法として実現されてもよいし、コンピュータに当該方法を実行させるためのプログラム（コンピュータプログラムプロダクト）として実現されてもよい。また、本発明は、このようなプログラムが記録されたコンピュータ読み取り可能な非一時的な記録媒体として実現されてもよい。

[0138] その他、各実施の形態に対して当業者が思いつく各種変形を施して得られる形態、または、本発明の趣旨を逸脱しない範囲で各実施の形態における構成要素及び機能を任意に組み合わせることで実現される形態も本発明に含まれる。

符号の説明

- [0139] １０ インセンティブ提供システム
 ２０ 住宅設備群
 ２１、３１ 電気設備
 ２２、３２、６８ 電気使用量計測装置
 ２３、３３ ガス設備
 ２４、３４ ガス使用量計測装置
 ２５、３５ 水道設備
 ２６、３６ 水道使用量計測装置
 ２７、３７ 通信装置
 ３０ 施設設備群
 ４０ サーバ装置

- 4 1 通信部
- 4 2 情報処理部
- 4 3 記憶部
- 4 4 取得部
- 4 5 算出部
- 4 6 付与部
- 4 7 出力部
- 5 0 情報端末
- 6 0 個室ブースユニット
- 6 1 個室ブース本体
 - 6 1 a 窓
 - 6 1 b 机
 - 6 1 c 椅子
- 6 2 アンビエント照明
- 6 3 タスク照明
- 6 4 換気設備
- 6 5 空調設備
- 6 6 環境センサ
- 6 7 コントローラ
- 8 0 広域通信ネットワーク

請求の範囲

- [請求項1] コンピュータによって実行されるインセンティブ提供方法であって、
- 対象者が在宅勤務をしているときの温室効果ガスの排出量を算出する算出ステップと、
- 算出された前記排出量が基準値よりも低い場合に、算出された前記排出量と前記基準値との差分に応じて、前記対象者にインセンティブを付与する付与ステップとを含む
- インセンティブ提供方法。
- [請求項2] 前記対象者は、施設に通勤することにより業務に取り組む複数の従業員の1人であり、
- 前記基準値は、
- 前記施設に前記複数の従業員が通勤して業務に取り組んだと仮定した場合の1人あたりの温室効果ガスの排出量であり、
- 通勤に関わる温室効果ガスの排出量、食事に関わる温室効果ガスの排出量、及び、働く場所に関わる温室効果ガスの排出量のうちの1つ以上の排出量の合計に基づいて算出される
- 請求項1に記載のインセンティブ提供方法。
- [請求項3] 前記基準値は、前記働く場所に関わる温室効果ガスの排出量を用いて算出され、
- 前記働く場所に関わる温室効果ガスの排出量は、前記施設におけるエネルギーの使用量及び水の使用量に基づいて算出される
- 請求項2に記載のインセンティブ提供方法。
- [請求項4] 前記基準値は、前記通勤に関わる温室効果ガスの排出量を用いて算出され、
- 前記通勤に関わる温室効果ガスの排出量は、通勤において使用される交通手段ごとの前記温室効果ガスの排出量に基づいて算出される
- 請求項2に記載のインセンティブ提供方法。

- [請求項5] 前記基準値は、前記食事に関わる温室効果ガスの排出量を用いて算出され、
- 前記食事に関わる温室効果ガスの排出量は、食材の生産時における温室効果ガスの排出量と、前記食材の調理時における温室効果ガスの排出量とに基づいて算出される
- 請求項2に記載のインセンティブ提供方法。
- [請求項6] 前記インセンティブは、前記施設に前記複数の従業者が通勤して業務に取り組んだと仮定した場合の1人あたりの手当よりも少ない金額の金銭である
- 請求項2に記載のインセンティブ提供方法。
- [請求項7] 前記インセンティブ提供方法は、さらに、前記対象者が前記在宅勤務をしているときのエネルギー使用量及び水の使用量を取得する取得ステップを含み、
- 前記算出ステップにおいては、取得された前記エネルギー使用量及び水の使用量に基づいて、前記温室効果ガスの排出量を算出する
- 請求項1に記載のインセンティブ提供方法。
- [請求項8] 前記取得ステップにおいては、前記対象者が前記在宅勤務をしているときに入室する個室ブースユニットと通信することにより、前記対象者が前記在宅勤務をしているときの電気使用量を取得する
- 請求項7に記載のインセンティブ提供方法。
- [請求項9] 前記個室ブースユニットにおいては、個室ブース本体と、照明設備、空調設備、及び、換気設備を含む電気設備と、前記電気設備の電気使用量を計測する計測装置とが一体化されている
- 請求項8に記載のインセンティブ提供方法。
- [請求項10] 請求項1～9のいずれか1項に記載のインセンティブ提供方法を前記コンピュータに実行させるためのプログラム。